【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月9日
【計算期間】	第7期 （自　平成24年2月11日　至　平成25年2月12日）
【ファンド名】	パインブリッジ・コモディティファンド＜１年決算型＞
【発行者名】	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　杉浦　和也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番1号　JAビル
【事務連絡者氏名】	小林　徹也
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03（5208）5947
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

主としてパインブリッジ・コモディティマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を通じてDow Jones-UBS Commodity Index℠（以下「DJ-UBSコモディティ・インデックス」といいます。）の騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての利付債券（以下「商品指数連動債」といいます。）に投資することにより、DJ-UBSコモディティ・インデックスが表す世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資効果を目指します。

②ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（商品） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（債券 その他債券）） 資産複合　（　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義

・追加型投信・・・一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド

・海外・・・目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産

を源泉とする旨の記載があるもの

・その他資産（商品）・・・目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に商品を源泉とする旨の記載があるもの

・その他資産（投資信託証券（債券 その他債券））・・・目論見書または信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券（その他債券…公債または社債以外の債券）に主として投資する旨の記載があるもの

・年1回・・・目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるもの

・グローバル（日本を含む）・・・目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む。）の資産を源泉とする旨の記載があるもの

・ファミリーファンド・・・目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズのみに投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの

・為替ヘッジなし・・・目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp)をご参照ください。

③ファンドの特色

1．マザーファンドを通じて米国ドル建ての商品指数連動債に投資を行い、DJ-UBSコモディティ・インデックスと連動する投資成果を目標として運用を行います。

●当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

＜ファミリーファンド方式とは＞

受益者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う、複数のファンドを合同運用する仕組みをいいます。

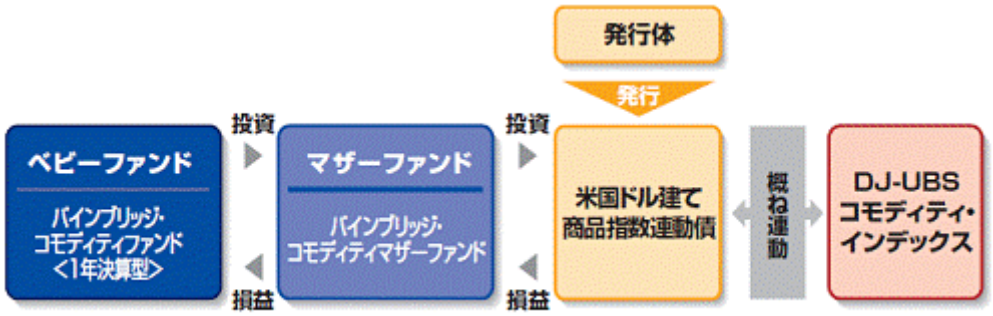

※マザーファンドは、他のベビーファンドが共有することがあります。

＜商品指数連動債とは＞

DJ-UBSコモディティ・インデックスの期間中の動きに償還価額等が概ね連動するように設計された債券です。当ファンドにおいては、主として米国ドル建ての利付債券に投資を行います。

なお、商品指数連動債には発行体の信用リスクが存在しますので、発行体の信用リスクが大きく変動した場合には、当該商品指数連動債の償還価額等はその影響を受けることがあります。

2．投資を行う商品指数連動債は、原則としてA格相当以上の格付けを有する信用度の高いものとします。

3．実質組入れの外貨建て資産については原則として為替ヘッジを行いません。

4．毎年2月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。

※資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

［ DJ-UBSコモディティ・インデックスについて ］

●DJ-UBSコモディティ・インデックスは、商品市場全体の動きを示す代表的なインデックスです。

DJ-UBSコモディティ・インデックス　基本構成比

2013年

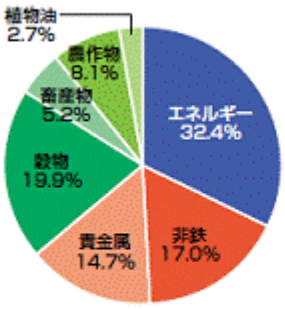

	2013年		2013年
エネルギー	32.4%	穀物	19.9%
天然ガス	10.4%	トウモロコシ	7.1%
WTI 原油	9.2%	大豆	5.5%
ブレント原油	5.8%	小麦	3.4%
ヒーティングオイル	3.5%	大豆粕	2.6%
ガソリン	3.5%	KCBT 小麦	1.3%
非鉄	17.0%	畜産物	5.2%
銅	7.3%	生牛	3.3%
アルミニウム	4.9%	豚赤身肉	1.9%
亜鉛	2.5%	農作物	8.1%
ニッケル	2.2%	砂糖	3.9%
貴金属	14.7%	コーヒー	2.4%
金	10.8%	綿	1.8%
銀	3.9%	植物油	2.7%
		大豆油	2.7%

〈DJ-UBSコモディティ・インデックスの概要〉

算出開始日：1991年1月

構成ルール：

- 大品目の合計が33%を上回ることはありません。
- 流動性に2/3、生産性に1/3のウエイトをおき、過去5年間の平均データをもとに、各品目の構成比を年1回リバランスします。

※上記はDJ-UBSコモディティ・インデックスの2013年の基本構成比になります。なお、同インデックスは毎年1月に該当年の基本構成比でリバランスし、その後、時価の変動により構成比は変化します。

※基本構成比率は、小数点第2位を四捨五入しているため合計と合わない場合があります。

DJ-UBSコモディティ・インデックスの推移

※2003年2月を100として指数化(2003年2月から2013年2月)、DJ-UBSコモディティ・インデックス(円換算)はDJ-UBSコモディティ・インデックスを基にパインブリッジ・インベストメンツが独自に算出した指数です。出所：ブルームバーグ

※上記のグラフはインデックスの動きであり、当ファンドの実績ではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性などの市場要因は考慮されていませんので実際の取引結果とは異なります。上記は過去の市場の推移であり、将来の結果をお約束するものではありません。

●DJ-UBSコモディティ・インデックスは、構成する品目間の相関性が低く、個々の商品（原油、金など）特有の変動要因が相殺される傾向があります。

DJ-UBSコモディティ・インデックスと単一商品の変動率の比較

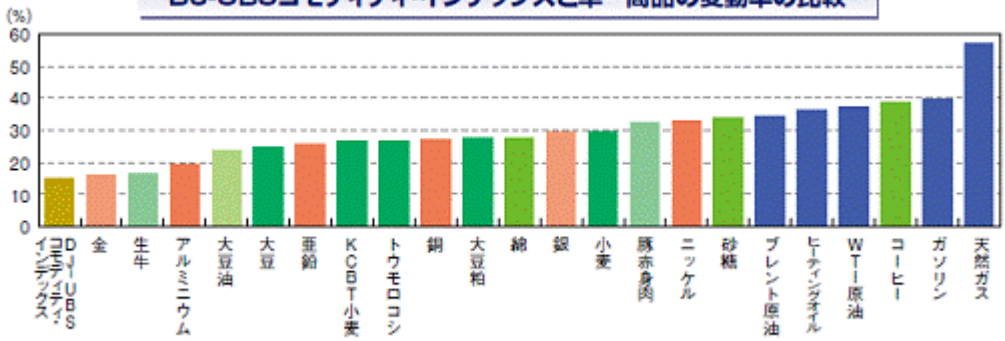

※各商品の期近先物指数、DJ-UBSコモディティ・トータルリターンインデックスの標準偏差を基に作成。（年率、米国ドルベース）
出所：ブルームバーグ(1991年1月から2013年2月、ガソリンは2005年10月から2013年2月)

［ コモディティ投資の特徴① 世界経済の成長とコモディティの需要 ］

●コモディティには、原油やガソリンなどのエネルギー、金、アルミニウムなどの鉱物、また小麦、トウモロコシ、コーヒーなど身の回りにかかせない食品などが含まれます。

※上記は代表的な事例を示したものであり、すべての事例にあてはまるとは限りません。

●今後の世界の人口増加による食料やエネルギーへの需要増加により、コモディティ市場は中長期的には強含むことが予想されます。

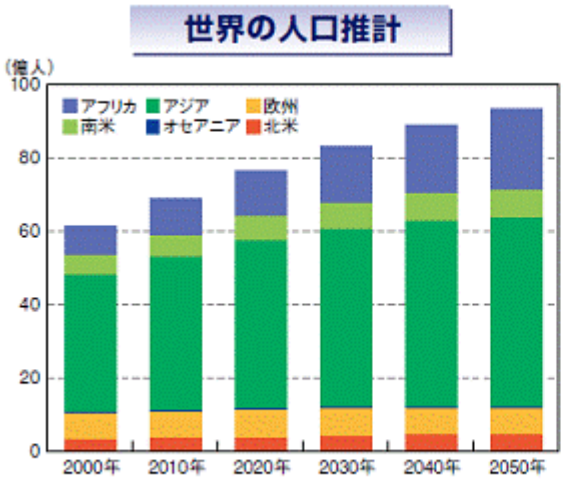

※国際連合のWorld Population Prospects：The 2010 Revisionのデータを基に作成。

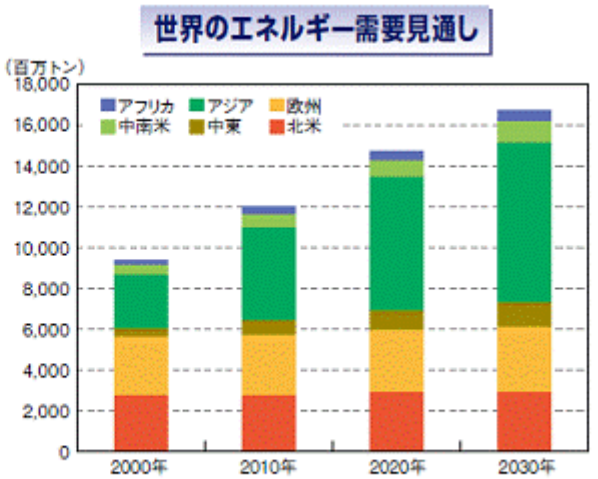

※BP社のEnergy Outlook 2030, January 2013のデータを基に作成。

●精製・精錬能力が限界に達し、特に新成長国ではエネルギー効率の悪さが目立っています。

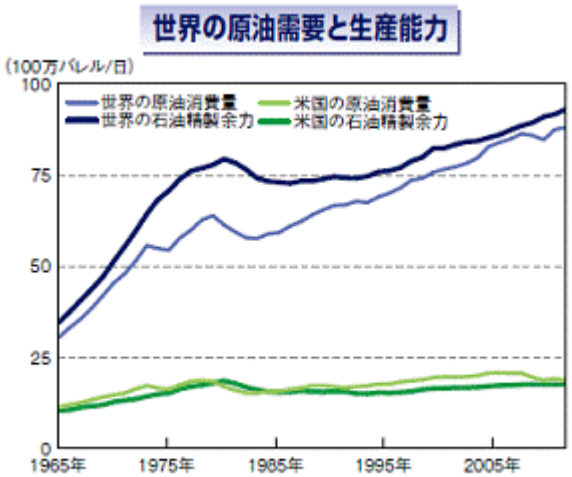

※BP社のStatistical Review of World Energy June 2012を基に作成。（1965年から2011年）

●世界的な人口増による食料不足と、地球レベルでの温暖化など異常気象による生産減リスクにより、農作物のタイトな需給バランスが予想されます。

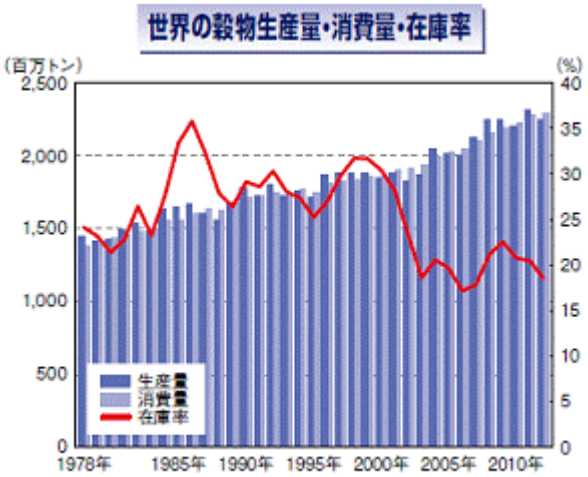

※米国農務省のデータを基に作成。（1978年から2012年）

［ コモディティ投資の特徴② インフレとの高い相関性 ］

●インフレが進行した場合には、貨幣価値の実質的な目減りが起こり、反対に物の価値は上昇します。

物価動向の推移

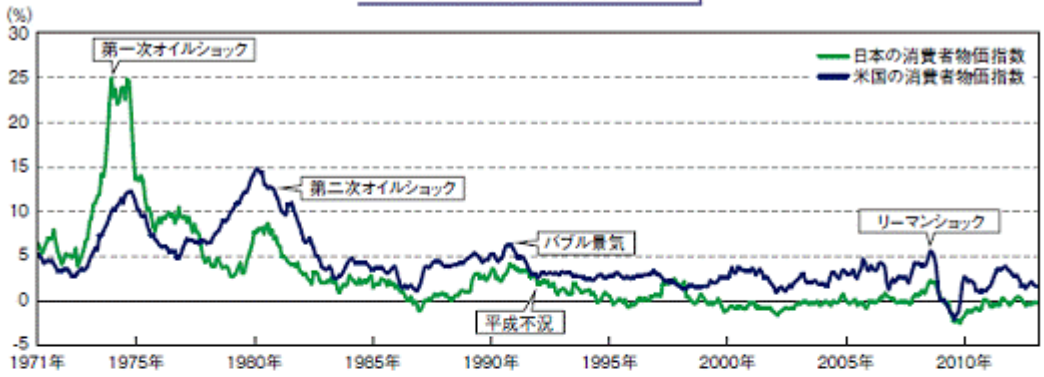

※米国の消費者物価指数（1971年1月から2013年1月の全項目の前年比）、日本の消費者物価指数（1971年1月から2013年1月の全国総合の前年比）

金価格の動向

※ロンドン金価格（1971年1月から2013年1月）出所：ブルームバーグ

●コモディティ市場はインフレとの高い相関性を示してきました。将来のインフレリスクへの備えの一つとしてコモディティ投資があげられます。

コモディティとインフレの相関性

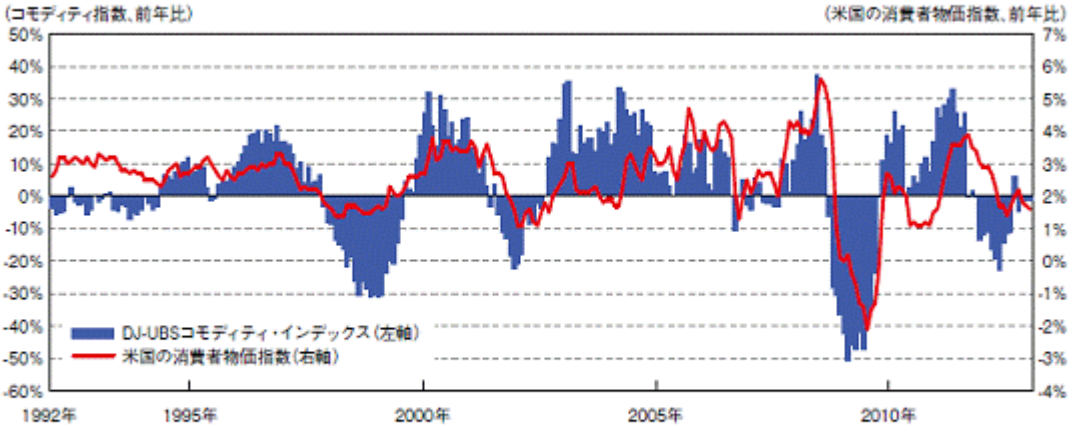

※米国の消費者物価指数はコアCPI、DJ-UBSコモディティ・インデックスはブルームバーグのデータを基に作成。（1992年1月から2013年1月）
※上記はインデックスの動きであり、当ファンドの実績ではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性などの市場要因は考慮されていませんので実際の取引結果とは異なります。上記は過去の市場の推移であり、将来の結果をお約束するものではありません。

≪Dow Jones-UBS Commodity Index SM（DJ-UBSコモディティ・インデックス）について≫

「Dow Jones-UBS Commodity IndexSM」および「DJ-UBS商品指数SM」は、CME Group Index Services LLC （以下「CME指数」といいます。）の許諾商標であるDow Jones指数とUBS Securities LLC （以下「UBS証券」といいます。）の共同商品であり、使用ライセンスが供与されています。「Dow Jones?」、「DJ」、「Dow Jones指数」、「UBS」および「Dow Jones-UBS Commodity IndexSM」および「DJ-UBS商品指数SM」は、Dow Jones Trademark Holdings, LLC （以下「ダウ ジョーンズ」といいます。）あるいはUBS AG（以下「UBS AG」といいます。）のサービスマークであり、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社による一定の目的のために使用が許諾されています。

当ファンドは、ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS証券およびCME指数またはこれら各々の子会社もしくは関係会社により後援、是認、販売または宣伝されていません。ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS証券およびCME指数またはこれらの関係会社のいずれも、受益者または公衆に対し、一般的な有価証券もしくはコモディティまたは特に当ファンドへの投資の適否について明示的または暗示的ないかなる表明または保証も行っていません。ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS証券およびCME指数またはこれら各々の子会社もしくは関係会社のパインブリッジ・インベストメンツ株式会社に対する唯一の関係は、一定の商標、商号およびサービスマークの使用許諾、ならびにパインブリッジ・インベストメンツ株式会社、または当ファンドに関わりなくUBS証券と共同してCME指数により決定、構成および計算が行われるDow Jones-UBS Commodity IndexSMの使用許諾です。ダウ ジョーンズ、UBS証券およびCME指数はDow Jones-UBS Commodity IndexSMの決定、構成、または計算に際し、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社、当ファンドまたは受益者の要求を考慮する義務を負うものではありません。ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS証券およびCME指数またはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、当ファンドの設定の時期、価格もしくはその数量の決定についてまたは当ファンドが現金に換金される際の算式の決定もしくは計算について責任を負わず、またはこれらに参加していません。ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS証券およびCME指数またはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、当ファンドの管理、販売または取引（必ずしもこれらに限定されません。）に関連し受益者等に対しいかなる義務または責任を負うものではありません。上記にかかわらずUBS AG、UBS証券およびCME Group Inc. またはこれら各々の子会社もしくは関係会社は、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社が設定している当ファンドと無関係であるが、これらに類似しておりかつこれらと競合し得る金融商品を独自に発行し、および/または支援することがあります。さらに、UBS AG、UBS証券およびCME Group Inc. またはこれら各々の子会社もしくは関係会社は、コモディティ、コモディティ指数およびコモディティ先物（Dow Jones-UBS Commodity IndexSMおよびDow Jones-UBS Commodity Total Return IndexSMを含みます。）ならびに当該コモディティ、コモディティ指数およびコモディティ先物のパフォーマンスに連動するスワップ、オプションおよび派生商品の取引を積極的に行っています。かかる取引がDow Jones-UBS Commodity IndexSMおよび当ファンドの評価に影響を及ぼす可能性があります。

本書は当ファンドのみに関係するものであり、Dow Jones-UBS Commodity IndexSMの構成商品の裏付けとなる取引所で取引される実際のコモディティに関係するものではありません。当ファンドの受益者は、Dow Jones-UBS Commodity IndexSMに先物契約を組入れることが、ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS証券およびCME指数またはこれら各々の子会社もしくは関係会社による先物契約または裏づけとなる取引所で取引される実際のコモディティに対する投資を推奨するものであると結論づけるべきではありません。Dow Jones-UBS Commodity IndexSMの構成商品を含む実際のコモディティに係る取引所で取引される先物契約に関する本書の情報は、一般に提供される文書のみをその出典としています。ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS証券およびCME指数またはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、当ファンドに関連しDow Jones-UBS Commodity IndexSMの構成要素についてデューディリジェンスを行っていません。ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS証券およびCME指数またはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、Dow Jones-UBS Commodity IndexSMの構成要素に関するこれらの一般に提供されている文書またはその他の一般に提供されている情報（当該構成要素の価格に影響を及ぼす要因の記載を含みます。）が正確または完全であるとのいかなる表明も行っていません。

ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS証券およびCME指数またはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、Dow Jones-UBS Commodity IndexSMまたはこれに関連するデータの正確性および/または完全性を保証しておらず、またダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS証券およびCME指数またはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、かかる指数に関する誤り、不作為または障害について責任を負わないものとします。ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS証券およびCME指数またはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、Dow Jones-UBS Commodity IndexSMまたはこれに関連するデータの利用によりパインブリッジ・インベストメンツ株式会社、当ファンド、受益者またはその他の者もしくは機関が得る結果について明示的または暗示的ないかなる表明または保証も行いません。ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS証券およびCME指数またはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、Dow Jones-UBS Commodity IndexSMまたはこれに関連するデータについて特定の目的または利用のために明示的または暗示的な保証を行わず、また市場商品性また適性に関する一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合も、ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS証券およびCME指数またはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、その可能性につき通知されていたとしても喪失利益または間接的、懲罰的、特別もしくは結果的損害もしくは損失について責任を負わないものとします。UBS証券およびCME指数およびパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の間の契約の取決めについて、UBS AGおよびCME指数から使用許諾を得ている者以外の第三者の権利者は存在しません。

④信託金限度額

3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

平成18年 4月 4日 ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

平成21年12月 1日 ファンドの名称変更（「AIGコモディティファンド＜１年決算型＞」から「パインブリッジ・コモディティファンド＜１年決算型＞」に変更。）

（3）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

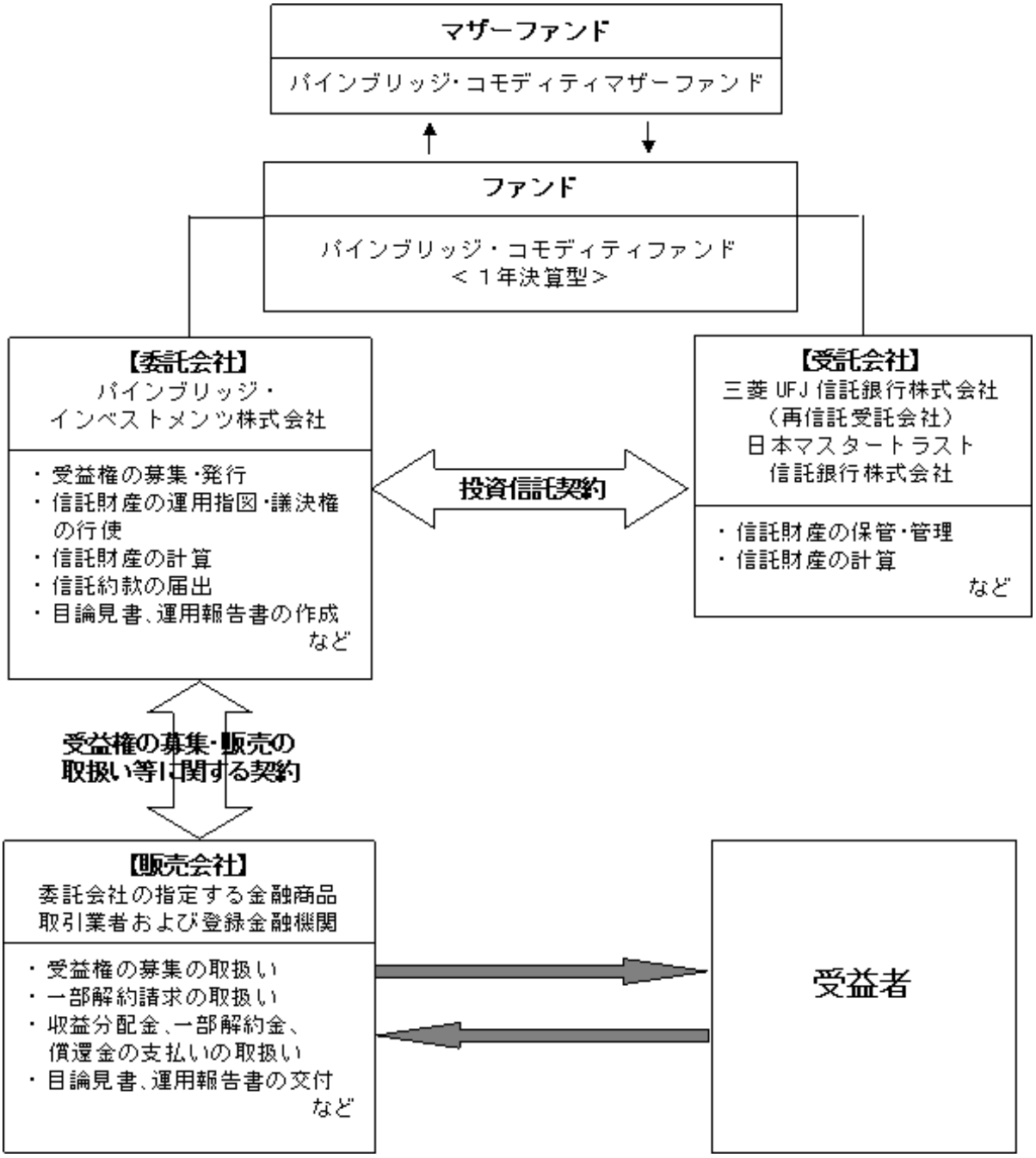

※投資信託契約とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取り決め等が定められています。

※受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは、委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。

②委託会社の概況

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つ独立系資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。

・資本金の額 500,000,000円（平成25年2月末日現在）

・会社の沿革

昭和61年11月　当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。
昭和62年 1月　エイアイジー投資顧問株式会社に名称変更。
平成 9年 2月　エイミック投信投資顧問株式会社に名称変更。
平成13年 7月　エイアイジー投信投資顧問株式会社（AIG投信投資顧問株式会社）に名称変更。
平成14年 4月　株式会社千代田投資顧問と合併。
平成19年 4月　AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。
平成20年 4月　AIGインベストメンツ株式会社に名称変更。
平成20年 5月　エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（AIG日本証券会社）との事業統合。
平成21年12月　パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に名称変更。

・大株主の状況（平成25年2月末日現在）

株主名	住 所	持株数	持株比率
PineBridge Investment Holdings B.V.	Prins Bernhardplein 200 1097 JB Amsterdam The Netherlands	41,000株	100%

・当社が属するPineBridge Investmentsは、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①基本方針

主としてマザーファンド受益証券を通じて、DJ-UBSコモディティ・インデックスの騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての利付債券（商品指数連動債）に投資することにより、DJ-UBSコモディティ・インデックスが表す世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資効果を目指します。

②投資態度

１）マザーファンド受益証券への投資を通じて、商品指数連動債に投資するよう努めます。

２）投資を行う商品指数連動債は、原則としてA格相当以上の格付けを有する信用度の高いものとします。

３）実質組入れの外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

４）市況動向、資金動向等によっては、前記のような運用を行うことができない場合があります。

（2）【投資対象】

①投資対象とする資産の種類

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権（イ．ニ．に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

ニ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

２）次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②投資対象とする有価証券の範囲

委託会社は、信託金を、主としてパインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるパインブリッジ・コモディティマザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 転換社債の転換、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.から7.の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
18. 外国の者に対する権利で前記17. の有価証券の性質を有するもの

なお、前記6.の証券および8.ならびに13.の証券または証書のうち6.の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、前記1.から5.までの証券および8.ならびに13.の証券または証書のうち1.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前記9.の証券および10.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5. の権利の性質を有するもの

④前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

・委託会社の運用体制

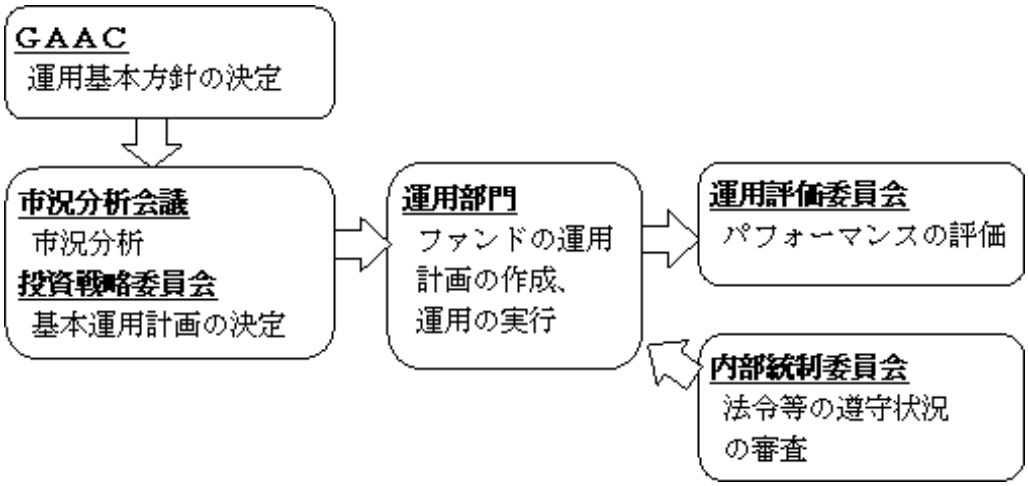

1）運用基本方針の決定

・世界中の運用拠点の主要メンバーにより組織されているグローバル・アセット アロケーション委員会（GAAC：Global Asset Allocation Committee）で経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地域の景気サイクルなどの詳細な分析が行われ、株式・債券を中心にその他代替資産を含むPineBridgeとしてのアセットアロケーションの概要が決定されます。

2）運用計画の決定と運用の実行

・月次で市況分析会議を行い、GAACの議論・決定を参考に、ハウスビュー（内外経済見通し、内外債券見通し、内外株式見通し、為替見通し）について議論を行います。

・月1回の投資戦略委員会で、市況分析会議で議論されたハウスビューをベースに月次基本運用計画およびその前提となる見通し・投資方針（デュレーション・イールドカーブ・業種配分方針、為替見通し、国内株式市場の見通し、アセットアロケーション方針等）が決定されます。

・運用部門（14名）のファンドマネジャーは、月次基本運用計画に基づき、ファンド毎の月次運用計画を作成し、具体的なポートフォリオを構築、運用を実行します。

３）パフォーマンス評価とリスク管理

・運用業務部（8名）において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。

・法務コンプライアンス部（4名）において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

４）ファンドの関係法人に対する管理体制

・ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。

※当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

※前記の運用体制等は平成25年2月末日現在のものであり、今後変更することがあります。

（４）【分配方針】

①毎年2月10日（休業日の場合は翌営業日）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

１）分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）の全額とします。

２）分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

３）留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

②信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１）信託財産に属する利子・配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とみなし配当等収益との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２）売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

３）毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払い

１）収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

２）前記１）の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対して、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

３）前記１）に規定する収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとします。

4）受託会社は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。なお、受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（5）【投資制限】

＜信託約款による投資制限＞

①株式への直接投資は行いません。株式への実質投資割合は、転換社債の転換、ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

②マザーファンド受益証券への投資には制限を設けません。マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以下とします。

③同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5％以下とします。

④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以下とします。

⑤外貨建て資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑥委託会社が投資することを指図する株式は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。ただし、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑦先物取引等の運用指図

1）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）ならびに有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

1．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前記「（2）投資対象③」に掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。

3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本項で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5％を上回らない範囲内とします。

2）委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属するヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建て有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建て資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

３）委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

１．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記「（２）投資対象③」に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前記「（２）投資対象③」に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建て資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建て資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建て組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建て資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑧スワップ取引の運用指図

１）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを避けるため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

２）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

３）スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

４）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

５）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図をするものとします。

⑨金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

１）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

２）金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

３）金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

４）為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

５）金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

６）委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩有価証券の貸付の指図

１）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の１．および２．の範囲内で貸付の指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

２）前記１）１．および２．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

３）委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑪外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑫委託会社は、信託財産に属する外貨建て資産およびマザーファンドの信託財産に属する外貨建て資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建て資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建て資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑬資金の借入れ

１）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みま

す。）を目的として、または、再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

２）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

３）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

４）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜法令等による投資制限＞

①同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

②デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（ご参考）マザーファンドの概要

「パインブリッジ・コモディティマザーファンド」

１．基本方針

この投資信託は、主としてDJ-UBSコモディティ・インデックスの騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての利付債券（「商品指数連動債」）に投資することにより、DJ-UBSコモディティ・インデックスが表す世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を目指した運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

原則として、A格以上の格付けを有する商品指数連動債を主要投資対象とします。

（２）投資態度

①商品指数連動債への投資を通じて、DJ-UBSコモディティ・インデックスと連動する投資成果を目標として運用を行います。

②投資を行う商品指数連動債は、原則としてA格相当以上の格付けを有する信用度の高いものとします。

③実質組入れの外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

①株式への直接投資は行いません。株式への投資割合は、転換社債の転換、ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤外貨建て資産への投資割合には、制限を設けません。

⑥有価証券先物取引等は、信託約款第19条の範囲で行います。

⑦スワップ取引は、信託約款第20条の範囲で行います。

⑧金利先渡取引および為替先渡取引は、信託約款第21条の範囲で行います。

3【投資リスク】

（1）当ファンドのリスク

当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券を通じて、DJ-UBSコモディティ・インデックスの騰落率に償還価額等が連動する商品指数連動債など値動きある有価証券等（外貨建て資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これら運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましてはファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえお申込みください。

ファンドが有する主なリスク要因として、以下の項目が挙げられます。

①価格変動リスク

当ファンドの主要投資対象である米国ドル建ての商品指数連動債は、DJ-UBSコモディティ・インデックスの騰落率に償還価額等が概ね連動しますので、ファンドの基準価額はDJ-UBSコモディティ・インデックスの変動の影響を受けます。これにより、当ファンドの基準価額が変動し、投資元本を割り込むことがあります。

②商品市況リスク

DJ-UBSコモディティ・インデックスは様々な商品市況の価格変動を表すインデックスであり、インデックスを構成するそれぞれの商品の需給関係や為替、金利の変化など様々な要因で大きく変動します。また、それぞれの商品の需給は景気、環境、天候、農業生産、貿易動向、疾病、伝染病、労働問題、資源開発、技術発展、政府の規制・介入、生産者や企業の政策、投機家の動向など様々な要因で変動します。これにより、当ファンドの基準価額が変動し、投資元本を割り込むことがあります。

③為替変動リスク

当ファンドは米国ドル建ての商品指数連動債を主要投資対象とし、原則として為替ヘッジを行わないため為替変動リスクを伴います。外国為替相場は、金利変動、政治・経済情勢、需給その他の様々な要因により変動します。この影響を受けて外貨建て資産の価格が変動し、基準価額が下落することがあります。一般に、円安／米国ドル高は基準価額の上昇要因に、円高／米国ドル安は基準価額の下落要因となります。

④信用リスク

組入有価証券等の発行体および取引の相手先の倒産や財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・配当・償還金の支払遅延または債務不履行（デフォルト）等の影響を受け、基準価額が下落することがあります。

⑤金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

⑥流動性リスク

組入有価証券等を売買しようとする場合に、当該有価証券等の需給状況により希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け基準価額が下落する要因になることがあります。

⑦その他のリスク・留意点

1．カウンターパーティーリスク

当ファンドでは、証券取引、為替取引等の相対取引を行うことがありますが、これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

2．有価証券先物等に伴うリスク

当ファンドでは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合にはファンドの基準価額は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。

3．収益分配に関わるリスク

当ファンドは、決算期に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

4．解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却（先物取引については反対売買）しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。

5．資産規模に関するリスク

ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

6．繰上償還に関わる留意点

当ファンドは、一部解約により受益権の総口数が5億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

7．取得申込、解約請求等に関する留意点

当ファンドは、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日、もしくはDJ-UBSコモディティ・インデックスの算出・公表されない場合には、取得申込および解約請求の受付は行いません。なお、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむをえない事情があるときは、委託会社の判断で取得申込および解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けた取得申込および解約請求を取消すことがあります。

8．ファミリーファンド方式に関する留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

9．インデックスに関する留意点

当ファンドは、DJ-UBSコモディティ・インデックスの騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての商品指数連動債を、原則として高位に組入れて運用しますが、ファンドの基準価額の騰落率とDJ-UBSコモディティ・インデックスを円換算したものの騰落率は必ずしも一致しません。この要因は、主として、ファンドの流動性を確保するためにファンドの一部を短期金融資産に投資すること、資金の流出入から実際に商品指数連動債を売買するためのタイミングのずれ、商品指数連動債の売買・評価価格と指数のずれ、ならびに売買コストや信託報酬等の費用を負担すること等によるものです。またファンドの投資効果がDJ-UBSコモディティ・インデックスを円換算したものとの連動または上回ることを保証するものではありません。

10．収益分配金に関する留意点

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

11．その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（2）投資リスクに対する管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は、次の通りです。

1）運用業務部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

2）法務コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

３）内部統制委員会

月1回開催、法務コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

４）運用評価委員会

月1回以上開催し、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

※前記のリスク管理体制等は、今後変更することがあります。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。（申込手数料は、当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）
なお、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はありません。
詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）
ホームページ http://www.pinebridge.co.jp/

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。
※解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.26%（税抜年1.2%）の率を乗じて得た金額とします。委託会社、受託会社および各販売会社の配分についての内訳は次の通りです。（信託報酬は、当該報酬にかかる消費税等に相当する額を含みます。以下同じ。）

信託報酬	1.26%（税抜1.2%）
委託会社	0.5250%（税抜0.50%）
販売会社	0.6825%（税抜0.65%）
受託会社	0.0525%（税抜0.05%）

委託会社の受取る信託報酬には、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行手数料、信託財産の財務諸表の監査を行う監査法人に対する費用および目論見書・運用報告書の作成等に要する費用が含まれます。
信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払います。

（4）【その他の手数料等】

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息を信託財産から支払います。
②ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。このほか、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。
③信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託財産が負担します。
④信託財産において一部解約および分配金の再投資に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払います。
※その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。

前記（1）から（4）の手数料等には、保有期間等に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

（5）【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

普通分配金については、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。前記10.147%の税率は、平成26年1月1日からは20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となります。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率となります。前記10.147%の税率は、平成26年1月1日からは20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となります。

②法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7.147%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、前記7.147%の税率は、平成26年1月1日からは15.315%（所得税15.315%）となります。

※原則として、益金不算入制度は適用されません。

1 個別元本について

①追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、分配金受取りコースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

④受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

2 元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

前記は平成25年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

（平成25年2月28日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	642,063,148	99.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		6,288,797	0.97
合計（純資産総額）		648,351,945	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

（ご参考）パインブリッジ・コモディティマザーファンドの投資状況

（平成25年2月28日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
社債券	イギリス	2,975,641,506	98.30
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		51,463,805	1.70
合計（純資産総額）		3,027,105,311	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

１．組入上位銘柄（平成25年2月28日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	パインブリッジ・コモディティマザーファンド	986,726,831	0.6815	672,454,336	0.6507	642,063,148	99.03

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

２．種類別及び業種別投資比率（平成25年2月28日現在）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.03

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（ご参考）パインブリッジ・コモディティマザーファンドの投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

１．組入上位銘柄（平成25年2月28日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量（額面）	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率（%）
イギリス	社債券	UBS 0.04% 2014/1/24	20,000,000	9,394.39	1,878,878,100	9,132.58	1,826,517,440	60.34
イギリス	社債券	BARCLAYS 0.20% 2013/4/26	13,500,000	8,770.13	1,183,967,957	8,512.03	1,149,124,066	37.96

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。
（注2）外貨建て資産に属する銘柄の帳簿価額および評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

２．種類別及び業種別投資比率（平成25年2月28日現在）

種類	投資比率（%）
社債券	98.30

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（円）		基準価額（円）	
第1期末 （平成19年2月13日）	（分配付） （分配落）	841,154,176 837,144,245	（分配付） （分配落）	10,488 10,438
第2期末 （平成20年2月12日）	（分配付） （分配落）	1,892,268,752 1,883,959,814	（分配付） （分配落）	11,387 11,337
第3期末 （平成21年2月10日）	（分配付） （分配落）	664,553,736 658,074,380	（分配付） （分配落）	5,128 5,078
第4期末 （平成22年2月10日）	（分配付） （分配落）	606,029,118 600,661,840	（分配付） （分配落）	5,646 5,596
第5期末 （平成23年2月10日）	（分配付） （分配落）	725,716,875 720,003,717	（分配付） （分配落）	6,351 6,301
第6期末 （平成24年2月10日）	（分配付） （分配落）	630,160,229 624,120,293	（分配付） （分配落）	5,217 5,167
第7期末 （平成25年2月12日）	（分配付） （分配落）	696,264,823 690,404,132	（分配付） （分配落）	5,940 5,890
平成24年2月末		655,293,762		5,444
3月末		633,888,440		5,233
4月末		627,642,084		5,171
5月末		569,147,810		4,664
6月末		577,439,681		4,721
7月末		637,154,975		5,181
8月末		637,221,072		5,184
9月末		630,646,859		5,180
10月末		624,418,864		5,142
11月末		651,050,223		5,342
12月末		646,702,281		5,450
平成25年1月末		689,867,020		5,847
2月末		648,351,945		5,622

②【分配の推移】

期　間		1万口当たりの分配金
第1期	自 平成18年 4月 4日	50円
	至 平成19年 2月13日	
第2期	自 平成19年 2月14日	50円
	至 平成20年 2月12日	
第3期	自 平成20年 2月13日	50円
	至 平成21年 2月10日	
第4期	自 平成21年 2月11日	50円
	至 平成22年 2月10日	
第5期	自 平成22年 2月11日	50円
	至 平成23年 2月10日	
第6期	自 平成23年 2月11日	50円
	至 平成24年 2月10日	
第7期	自 平成24年 2月11日	50円
	至 平成25年 2月12日	

③【収益率の推移】

期　間		収益率
第1期	自 平成18年 4月 4日	4.88%
	至 平成19年 2月13日	
第2期	自 平成19年 2月14日	9.09%
	至 平成20年 2月12日	
第3期	自 平成20年 2月13日	△54.77%
	至 平成21年 2月10日	
第4期	自 平成21年 2月11日	11.19%
	至 平成22年 2月10日	
第5期	自 平成22年 2月11日	13.49%
	至 平成23年 2月10日	
第6期	自 平成23年 2月11日	△17.20%
	至 平成24年 2月10日	
第7期	自 平成24年 2月11日	14.96%
	至 平成25年 2月12日	

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。ただし、第1期については前期末分配落基準価額の代わりに１万口当たり当初元本額（10,000円）を用いております。
収益率＝（当期末分配付基準価額－前期末分配落基準価額）÷前期末分配落基準価額×100

（４）【設定及び解約の実績】

		設定口数	解約口数
第1期	自 平成18年 4月 4日 至 平成19年 2月13日	850,639,780	48,653,455
第2期	自 平成19年 2月14日 至 平成20年 2月12日	1,427,251,836	567,450,558
第3期	自 平成20年 2月13日 至 平成21年 2月10日	1,393,167,777	1,759,084,148
第4期	自 平成21年 2月11日 至 平成22年 2月10日	377,758,994	600,174,529
第5期	自 平成22年 2月11日 至 平成23年 2月10日	401,768,863	332,592,798
第6期	自 平成23年 2月11日 至 平成24年 2月10日	377,620,485	312,264,991
第7期	自 平成24年 2月11日 至 平成25年 2月12日	191,263,985	227,112,946

（注1）上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。
（注2）第1期の設定口数には、当初設定口数を含みます。

≪参考情報≫

基準価額・純資産の推移

（設定日～2013年2月末）

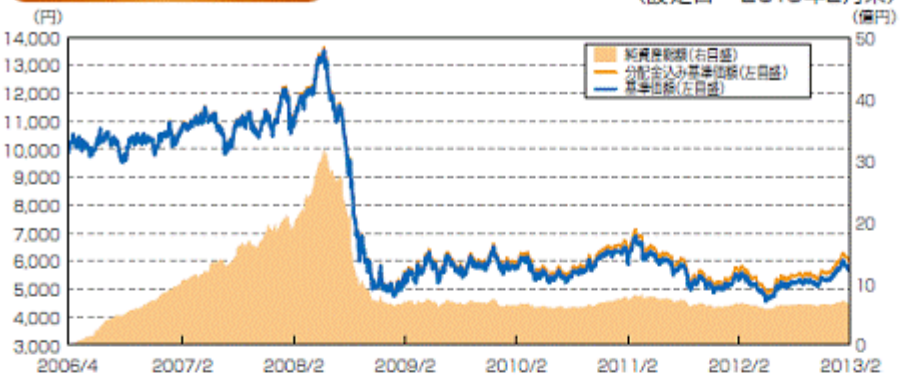

（2013年2月末現在）

基準価額
5,622 円
純資産総額
648 百万円

※上記の分配金込み基準価額は、過去に支払った分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

分配の推移

（1 万口あたり、課税前）

2013年 2 月	50円	2011年 2 月	50円	2009年 2 月	50円
2012年 2 月	50円	2010年 2 月	50円	設定来累計	350円

主要な資産の状況

（2013年2月末現在）

パインブリッジ・コモディティマザーファンド	99.03%
キャッシュ等	0.97%

● パインブリッジ・コモディティマザーファンドの主要な資産の状況

国名	銘　柄　名	クーポン(%)	償還日	投資比率(%)
イギリス	UBS	0.04	2014/ 1 /24	60.34
イギリス	BARCLAYS	0.20	2013/ 4 /26	37.96

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移

（過去10年間／暦年ベース）

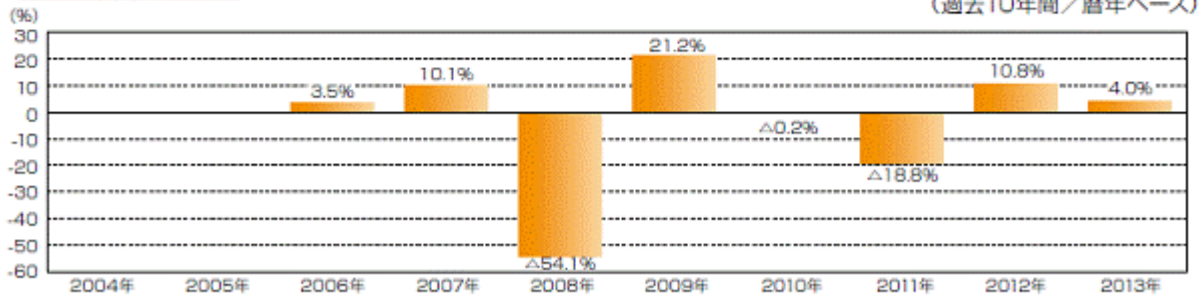

※ファンドの収益率は分配金込み基準価額を基に算出しています。また、2006年は設定日（4月4日）から年末まで、2013年は年初から2月末までの騰落率を表示しています。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

１）取得申込の受付

①申込期間：平成25年5月10日（金）から平成26年5月9日（金）まで
※申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

②受益権の取得申込は、取得申込期間中の販売会社の営業日に受付けます。ただし、取得申込日が、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日、もしくは取得申込日がDJ-UBSコモディティ・インデックスの算出・公表されない場合には受付を行いません。

③取得申込の受付は、原則として毎営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日のお取扱いとなります。取得申込の受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合せください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）
ホームページ http://www.pinebridge.co.jp/

④運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

⑤取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

２）申込単位・申込価額

①収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と分配金を税引き後再投資する「分配金再投資コース」の2つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかの申込コースを選択いただきます。なお、原則として取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。いずれのコースでも、申込単位は販売会社が定めるものとします。
※販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、申込単位および取扱コースが異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

②受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める率を乗じて得た申込手数料を加算した価額とします。なお、分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

※解約請求の単位は、販売会社および販売会社の取扱コースによっては異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）
ホームページ http://www.pinebridge.co.jp/

②一部解約の実行請求は、販売会社の営業日に受付けます。ただし、解約請求日が、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日、もしくは解約請求日がDJ-UBSコモディティ・インデックスの算出・公表されない場合には受付を行いません。

③解約請求の受付は、原則として毎営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。解約請求の受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合せください。

④委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行請求を取消すことがあります。

⑤一部解約の実行請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行請求を受付けたものとして算出された価額とします。

⑥一部解約時の価額は、一部解約の実行請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%）を控除した額とします。

⑦一部解約時の価額は委託会社の営業日に日々算出されます。一部解約時の価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

⑧解約代金のお支払いは、解約請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

⑨換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

1）基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

2）組入外国債券の評価は、原則として証券会社、銀行等が提示する価額（売気配相場を除く）、価格情報会社の提供する価額、または一部償却原価法のいずれかにより評価します。外貨建て資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

3）基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で１万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）
ホームページ http://www.pinebridge.co.jp/

（2）【保管】

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

（3）【信託期間】

無期限とします。ただし、信託期間を繰上げて償還することがあります。（後記「（５）その他　１）信託の終了」をご参照ください。）

（4）【計算期間】

原則として、毎年2月11日から翌年2月10日までとします。
各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

（5）【その他】

1）信託の終了

１．投資信託契約の解約

イ）委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の総口数が5億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ）委託会社は、前記イ）の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ハ）前記ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ニ）前記ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記イ）の投資信託契約の解約をしません。

ホ）委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ヘ）前記ハ）からホ）までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ハ）の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

２．投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

イ）委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

ロ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「３）信託約款の変更　４．」に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

３．受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

２）委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

１．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

２．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

３）信託約款の変更

１．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

２．委託会社は、前記１．の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

３．前記２．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

４．前記３．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記１．の信託約款を変更しません。

５．委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

６．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記１．から５．までの規定にしたがいます。

４）公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

５）反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

６）運用報告書

委託会社は、原則として年１回（2月）および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ http://www.pinebridge.co.jp/

７）信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基

づいて所定の事務を行います。

８）関係会社との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として、決算日から起算して5営業日までに販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、収益分配金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。一部解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して6営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

③償還金に対する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて償還金を請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として、償還日から起算して5営業日までに販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、償還金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

④反対者の買取請求権

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

⑤帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（平成24年2月11日から平成25年2月12日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

パインブリッジ・コモディティファンド ＜1年決算型＞

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第6期 (平成24年2月10日現在)	第7期 (平成25年2月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,710,488	18,663,841
親投資信託受益証券	617,958,158	683,316,963
未収入金	―	800,000
未収利息	32	35
流動資産合計	634,668,678	702,780,839
資産合計	634,668,678	702,780,839
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	6,039,936	5,860,691
未払解約金	446,723	2,379,785
未払受託者報酬	169,238	172,353
未払委託者報酬	3,892,488	3,963,878
流動負債合計	10,548,385	12,376,707
負債合計	10,548,385	12,376,707
純資産の部		
元本等		
元本	1,207,987,256	1,172,138,295
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△583,866,963	△481,734,163
（分配準備積立金）	6,970,121	263,388
元本等合計	624,120,293	690,404,132
純資産合計	624,120,293	690,404,132
負債純資産合計	634,668,678	702,780,839

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期 自 平成23年2月11日 至 平成24年2月10日	第7期 自 平成24年2月11日 至 平成25年2月12日
営業収益		
受取利息	7,338	6,429
有価証券売買等損益	△128,087,246	100,228,805
営業収益合計	△128,079,908	100,235,234
営業費用		
受託者報酬	364,551	333,922
委託者報酬	8,384,617	7,679,975
営業費用合計	8,749,168	8,013,897
営業利益又は営業損失（△）	△136,829,076	92,221,337
経常利益又は経常損失（△）	△136,829,076	92,221,337
当期純利益又は当期純損失（△）	△136,829,076	92,221,337
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△15,756,630	2,751,119
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△422,628,045	△583,866,963
剰余金増加額又は欠損金減少額	116,058,622	109,914,225
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	116,058,622	109,914,225
剰余金減少額又は欠損金増加額	150,185,158	91,390,952
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	150,185,158	91,390,952
分配金	6,039,936	5,860,691
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△583,866,963	△481,734,163

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成25年2月10日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を平成25年2月12日としており、このため当計算期間は368日となっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第6期 (平成24年2月10日現在)	第7期 (平成25年2月12日現在)
1.期首元本額	1,142,631,762円	1,207,987,256円
期中追加設定元本額	377,620,485円	191,263,985円
期中一部解約元本額	312,264,991円	227,112,946円
2.受益権の総数	1,207,987,256口	1,172,138,295口
3.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は583,866,963円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は481,734,163円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第6期 自 平成23年2月11日 至 平成24年2月10日	第7期 自 平成24年2月11日 至 平成25年2月12日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	0円	221,043円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	92,230,332円	90,492,398円
分配準備積立金額	13,010,057円	5,903,036円
当ファンドの分配対象収益額	105,240,389円	96,616,477円
当ファンドの期末残存口数	1,207,987,256口	1,172,138,295口
1万口当たり収益分配対象額	871.20円	824.27円
1万口当たり分配金額	50.00円	50.00円
収益分配金金額	6,039,936円	5,860,691円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	第6期 自　平成23年2月11日 至　平成24年2月10日	第7期 自　平成24年2月11日 至　平成25年2月12日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、親投資信託受益証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	・運用評価部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期 （平成24年2月10日現在）	第7期 （平成25年2月12日現在）
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券　　(単位：円)

種類	第6期 （平成24年2月10日現在）	第7期 （平成25年2月12日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△113,738,889	98,017,598
合計	△113,738,889	98,017,598

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	第6期 (平成24年2月10日現在)	第7期 (平成25年2月12日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5167円 (5,167円)	0.5890円 (5,890円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成25年2月12日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	パインブリッジ・コモディティマザーファンド	1,002,224,939	683,316,963	
合計			1,002,224,939	683,316,963	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

次へ

（参考）

当ファンドは「パインブリッジ・コモディティマザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。
なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

「パインブリッジ・コモディティマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分	注記事項	(平成24年2月10日現在)	(平成25年2月12日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		5,066,356	9,665,480
コール・ローン		46,199,524	36,147,492
社債券		3,666,869,640	3,120,785,530
未収入金		―	317,175,473
未収利息		307,784	996,243
前払費用		39,181	―
流動資産合計		3,718,482,485	3,484,770,218
資産合計		3,718,482,485	3,484,770,218
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		―	2,516,000
未払解約金		7,450,000	271,250,000
流動負債合計		7,450,000	273,766,000
負債合計		7,450,000	273,766,000
純資産の部			
元本等			
元本		6,341,683,509	4,709,861,374
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		△2,630,651,024	△1,498,857,156
元本等合計		3,711,032,485	3,211,004,218
純資産合計		3,711,032,485	3,211,004,218
負債純資産合計		3,718,482,485	3,484,770,218

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月11日から8月10日まで、および8月11日から翌年2月10日までであります。

(2)注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	
1.有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）または価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（平成24年2月10日現在）	（平成25年2月12日現在）
1.期首元本額	6,730,759,943円	6,341,683,509円
期中追加設定元本額	1,269,001,767円	259,992,864円
期中一部解約元本額	1,658,078,201円	1,891,814,999円
元本の内訳		
ファンド名		
パインブリッジ・コモディティファンド	4,028,950,168円	3,078,647,983円
パインブリッジ・コモディティファンド＜1年決算型＞	1,055,977,714円	1,002,224,939円
パインブリッジ・イレブンプラス＜毎月決算型＞	959,952,741円	418,562,233円
パインブリッジ／FOFs用コモディティF（適格機関投資家限定）	296,802,886円	210,426,219円
合計	6,341,683,509円	4,709,861,374円
2.受益権の総数	6,341,683,509口	4,709,861,374口
3.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,630,651,024円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,498,857,156円であります。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	自　平成23年2月11日 至　平成24年2月10日	自　平成24年2月11日 至　平成25年2月12日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、社債券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	・運用評価部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	（平成24年2月10日現在）	（平成25年2月12日現在）
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、「（デリバティブ取引等に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。
4.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券　　(単位：円)

種類	（平成24年2月10日現在）	（平成25年2月12日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
社債券	△192,117,399	△36,505,013
合計	△192,117,399	△36,505,013

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（平成24年2月10日現在）

該当事項はありません。

区分	種類	（平成25年2月12日現在）			
		契約額等（円）	うち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米国ドル	317,934,000	－	320,450,000	△2,516,000
合計		317,934,000	－	320,450,000	△2,516,000

（注）時価の算定方法

1.計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

①計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。

2.計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。

3.換算において円未満の端数は切り捨てています。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	(平成24年2月10日現在)	(平成25年2月12日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5852円 (5,852円)	0.6818円 (6,818円)

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表（平成25年2月12日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米国ドル	社債券	CA25 BARCLAYS 0.2000% 04/26/2013	13,500,000.00	12,798,270.00	
		D124 UBS 0.0400% 01/24/2014	20,000,000.00	20,310,000.00	
	計		33,500,000.00	33,108,270.00	
				(3,120,785,530)	
小計				33,108,270.00	
				(3,120,785,530)	
合計				3,120,785,530	
				(3,120,785,530)	

(注)1.通貨種類毎の小計欄の（　）内は、邦貨換算額であります。
2.合計欄の記載は邦貨額であり、（　）内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米国ドル	社債券 2銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2)注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成25年2月28日現在）

Ⅰ 資産総額	649,867,828 円
Ⅱ 負債総額	1,515,883 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	648,351,945 円
Ⅳ 発行済数量（口）	1,153,302,320 口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たりの純資産額）	0.5622 円 （5,622 円）

（注）Ⅰの資産には、有価証券の評価損益が含まれています。以下同じ。

（ご参考）パインブリッジ・コモディティマザーファンドの現況

（平成25年2月28日現在）

Ⅰ 資産総額	3,028,205,311 円
Ⅱ 負債総額	1,100,000 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,027,105,311 円
Ⅳ 発行済数量（口）	4,651,912,697 口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たりの純資産額）	0.6507 円 （6,507 円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となっており、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

１．名義書換

該当事項はありません。

２．受益者に対する特典

該当事項はありません。

３．譲渡制限

該当事項はありません。

４．受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

５．受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

６．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

７．償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

８．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（平成25年2月末日現在）

・資本金の額　　500,000,000円

・会社が発行する株式の総数　　50,000株

・発行済株式総数　　41,000株

・資本金の額の増減（最近5年間）

平成20年 6月30日 株式発行により473,787,239円増加。

平成20年12月30日 株式発行により476,121,625円増加。

平成24年 8月11日 1,650,000,000円減少。

・会社の機構

（１）経営の意思決定

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長及びその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

（２）運用の意思決定

世界中の運用拠点の主要メンバーにより組織されているグローバル・アセット アロケーション委員会（GAAC：Global Asset Allocation Committee）で経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地域の景気サイクルなどの詳細な分析が行われ、これを参考に、独自に開催する市況分析会議・投資戦略委員会を経て基本運用計画を決定します。これに基づいて、運用部門においてファンド毎の運用計画を作成し、ポートフォリオの構築を行い運用を実行します。

なお、運用体制は次の通りとなっております。

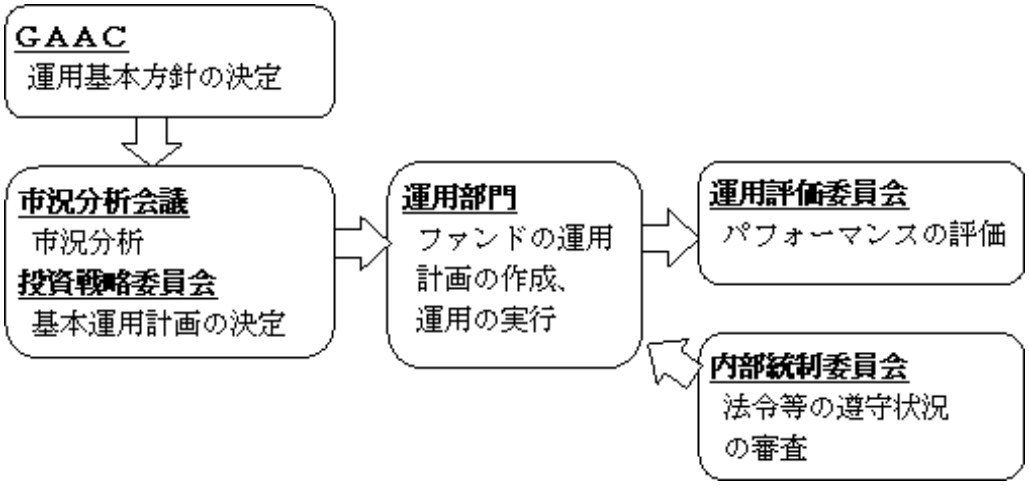

※前記の運用体制等は、今後変更することがあります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成25年2月末日現在、次の通りです。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
単位型株式投資信託	23	66,636 百万円
追加型株式投資信託	62	528,732 百万円
合計	85	595,368 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づき作成しております。
当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づき作成しております。

2．記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

3．当社は、第27期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第１項の規定により、あらた監査法人により監査を受けております。
また、第28期事業年度に係る中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、あらた監査法人により中間監査を受けております。

1．財務諸表

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

		第26期 （平成23年3月31日）		第27期 （平成24年3月31日）
資産の部				
流動資産				
現金・預金	*2	4,622,729	*2	1,673,740
前払費用		65,816		68,179
未収入金		512,419		466,276
未収委託者報酬		223,157		171,371
未収運用受託報酬		375,408		222,132
未収販売手数料		8,613		8,279
立替金		11,913		4,238
短期貸付金		249,376		-
未収還付法人税等		2,054		193
未収還付消費税等		4,207		58,402
繰延税金資産		69,966		-
前渡金		-		150,013
その他		81,207		-
流動資産合計		6,226,870		2,822,825
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備	*1	160,969	*1	145,676
工具器具備品	*1	67,992	*1	58,741
建設仮勘定		208		-
有形固定資産合計		229,171		204,417
無形固定資産				
のれん		330,804		311,439
ソフトウェア		96,050		95,396
ソフトウェア仮勘定		4,867		-
電話加入権		3,875		3,875
無形固定資産合計		435,597		410,712
投資その他の資産				
投資有価証券		90,850		89,514
その他の関係会社有価証券		70,239		70,499
長期貸付金		-		2,428,604
敷金保証金		198,779		193,745
長期前払費用		800		983
預託金		314		274
繰延税金資産		390,717		-
投資その他の資産合計		751,701		2,783,621
固定資産合計		1,416,470		3,398,752
繰延資産				
株式交付費		1,109		-
繰延資産計		1,109		-
資産合計		7,644,450		6,221,578

（単位：千円）

	第26期 （平成23年3月31日）	第27期 （平成24年3月31日）
負債の部		
流動負債		
預り金	130,234	90,289
未払金		

未払収益分配金	1,692	1,692
未払償還金	3,500	3,500
未払手数料	95,160	70,745
未払金	28,269	-
その他未払金	94,056	127,243
未払費用	836,407	831,782
前受収益	42,000	42,000
賞与引当金	99,703	80,107
役員賞与引当金	2,900	2,181
流動負債合計	1,333,923	1,249,540
固定負債		
退職給付引当金	228,211	136,736
役員退職慰労引当金	13,776	42,336
その他	7,479	11,792
固定負債合計	249,468	190,864
負債合計	1,583,391	1,440,404
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,150,000	2,150,000
資本剰余金		
資本準備金	823,989	823,989
資本剰余金合計	823,989	823,989
利益剰余金		
利益準備金	265,112	265,112
その他利益剰余金		
任意積立金	230,000	230,000
繰越利益剰余金	2,603,036	1,325,557
利益剰余金合計	3,098,149	1,820,669
株主資本合計	6,072,138	4,794,659
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 11,080	△ 13,485
評価・換算差額等合計	△ 11,080	△ 13,485
純資産合計	6,061,058	4,781,174
負債・純資産合計	7,644,450	6,221,578

(2)【損益計算書】

（単位：千円）

	第26期 (自平成22年 4月 1日 至平成23年 3月31日)	第27期 (自平成23年 4月 1日 至平成24年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	8,220,999	6,349,954
運用受託報酬	2,533,570	872,232
その他営業収益	173,162	280,669
営業収益合計	10,927,732	7,502,856
営業費用		
支払手数料	3,707,944	2,842,546
広告宣伝費	48,577	32,471
公告費	1,597	2,790
調査費		
調査費	519,507	614,323
委託調査費	2,687,339	1,465,989
委託計算費	119,564	-
営業雑経費		
通信費	29,679	26,067
印刷費	140,129	95,270
協会費	19,563	15,587
図書費	3,124	2,254
営業費用合計	7,277,029	5,097,301
一般管理費		
給料		
役員報酬	29,000	54,013
給料・手当	1,439,684	1,303,864
賞与	331,627	164,583
役員賞与	12,255	13,872
賞与引当金繰入	42,207	80,107
役員賞与引当金繰入	2,900	2,181
交際費	4,571	6,107
寄付金	2,061	1,369
旅費交通費	39,775	54,095
租税公課	26,100	14,874
不動産賃借料	420,027	216,238
退職給付費用	115,820	29,758
退職金	47,375	44,538
役員退職慰労引当金繰入	2,066	28,559
固定資産減価償却費	116,866	130,727
業務委託費	701,950	889,338
諸経費	161,461	111,245
一般管理費合計	3,495,752	3,145,477
営業利益又は営業損失（△）	154,950	△ 739,921
営業外収益		
受取利息	10,129	9,995
雑収入	15,429	3,036
営業外収益合計	25,558	13,032
営業外費用		
為替差損	73,443	57,064
投資有価証券売却損	-	24
雑損失	6,313	24,555
株式交付費償却	2,616	1,492
営業外費用合計	82,372	83,137
経常利益又は経常損失（△）	98,137	△ 810,026

特別利益				
過年度賞与引当金繰入額修正		16,314		-
過年度固定資産償却費修正		25,473		-
特別利益合計		41,787		-
特別損失				
固定資産除却損	*1	195,588	*1	3,817
過年度運用受託報酬修正		6,265		-
特別損失合計		201,854		3,817
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）		△ 61,930		△ 813,843
法人税、住民税及び事業税		2,056		3,020
法人税等調整額		△ 132,278		460,615
法人税等合計		△ 130,222		463,635
当期純利益又は当期純損失（△）		68,291		△ 1,277,479

(3)【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第26期 (自平成22年 4月 1日 至平成23年 3月31日)	第27期 (自平成23年 4月 1日 至平成24年 3月31日)
資本金		
当期首残高	2,150,000	2,150,000
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,150,000	2,150,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	823,989	823,989
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	823,989	823,989
資本剰余金合計		
当期首残高	823,989	823,989
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	823,989	823,989
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	265,112	265,112
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	265,112	265,112
その他利益剰余金		
任意積立金		
当期首残高	230,000	230,000
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	230,000	230,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,534,744	2,603,036
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（△）	68,291	△ 1,277,479
当期変動額合計	68,291	△ 1,277,479
当期末残高	2,603,036	1,325,557
利益剰余金合計		
当期首残高	3,029,857	3,098,149
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（△）	68,291	△ 1,277,479
当期変動額合計	68,291	△ 1,277,479
当期末残高	3,098,149	1,820,669
株主資本合計		
当期首残高	6,003,847	6,072,138
当期変動額	-	-
当期純利益又は当期純損失（△）	68,291	△ 1,277,479
当期変動額合計	68,291	△ 1,277,479
当期末残高	6,072,138	4,794,659
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△ 5,065	△ 11,080
当期変動額	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 6,015	△ 2,405
当期変動額合計	△ 6,015	△ 2,405
当期末残高	△ 11,080	△ 13,485

評価・換算差額等合計		
当期首残高	△ 5,065	△ 11,080
当期変動額	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 6,015	△ 2,405
当期変動額合計	△ 6,015	△ 2,405
当期末残高	△ 11,080	△ 13,485
純資産合計		
当期首残高	5,998,782	6,061,058
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（△）	68,291	△ 1,277,479
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 6,015	△ 2,405
当期変動額合計	62,276	△ 1,279,884
当期末残高	6,061,058	4,781,174

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1)その他有価証券(時価のあるもの) 期末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
	(2)その他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法
2．固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。
	(2)無形固定資産 1.ソフトウェア（自社利用分）については、定額法により、社内における利用可能期間（5年）で償却しております。 2.のれんについては、定額法により、効果が及ぶと見積もられる期間（20年）で償却しております。
	(3)長期前払費用 定額法により償却しております。
3．繰延資産の処理方法	株式交付費 定額法により3年間で償却しております。
4．引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
	(2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
	(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用しております。
	(4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末役員退職慰労金要支給額を計上しております。
5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は，税抜方式によっております。

(追加情報)

1.海外子会社株式取得に係る事項

平成22年10月13日の取締役会で、アメリカン・インターナショナル・グループ・インクの傘下にあるAIG Capital India Private Limitedの株式を取得することを決議しました。株式譲渡契約上、当該取得は関係当局から承認を取得することが条件になります。

2.会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第26期 平成23年3月31日現在	第27期 平成24年3月31日現在
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 12,609 千円 工具器具備品 68,711 千円 ※2 信託資産 現金・預金のうち、20,170千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 43,995 千円 工具器具備品 102,248 千円 ※2 信託資産 現金・預金のうち、10,140千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。

（損益計算書関係）

第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	第27期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日
※1 固定資産除却損は、建物52,990千円、建物附属設備67,732千円、工具器具備品15,254千円、ソフトウェア59,610千円であります。	※1 固定資産除却損は、工具器具備品194千円、ソフトウェア3,623千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第26期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株
合 計	41,000 株	-	-	41,000 株

配当に関する事項

配当支払額

該当事項はありません。

第27期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株
合 計	41,000 株	-	-	41,000 株

2.配当に関する事項

配当支払額

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日		第27期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
（1）未経過リース料期末残高相当額		（1）未経過リース料期末残高相当額	
1年内	210,367 千円	1年内	217,143 千円
1年超	683,692 千円	1年超	57,674 千円
合計	894,059 千円	合計	274,817 千円

（金融商品関係）

第26期（自 平成22年4月 1日至 平成23年3月31日）

1.金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

未収運用受託報酬については、顧客の信用リスクが存在し、リスク管理規定に沿ってリスク低減を図っております。未収運用受託報酬は、回収期日が一年内の営業債権であります。

2.金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
1）現金・預金	4,622,729	4,622,729	-
2）未収入金	512,419	512,419	-
3）未収運用受託報酬	375,408	375,408	-
4）未払費用	(836,407)	(836,407)	-

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）

1.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1）現金・預金	4,622,729	-	-	-
2）未収入金	512,419	-	-	-
3）未収運用受託報酬	375,408	-	-	-
合計	5,510,556	-	-	-

第27期（自 平成23年4月 1日至 平成24年3月31日）

1.金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。又、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。尚、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
1）現金・預金	1,673,740	1,673,740	-
2）未収入金	466,276	466,276	-
3）未収運用受託報酬	222,132	222,132	-
4）長期貸付金	2,428,604	2,445,051	16,447
資産計	4,790,752	4,807,199	16,447
1）未払費用	831,782	831,782	-
負債計	831,782	831,782	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1）現金・預金、2）未収入金、3）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

4）長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、信用リスクを加味した将来キャッシュフローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

1)未払費用

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1）現金・預金	1,673,740	-	-	-
2）未収入金	466,276	-	-	-
3）未収運用受託報酬	222,132	-	-	-
4）長期貸付金	-	2,428,604	-	-
合計	2,362,148	2,428,604	-	-

（有価証券関係）

第26期
平成23年3月31日現在

1.その他の関係会社有価証券

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
その他の関係会社有価証券	70,239

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2.その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託受益証券	90,850	102,000	△ 11,150

3.当事業年度に売却したその他有価証券

売却額： 998 千円
売却益の合計額： - 千円
売却損の合計額： 1 千円

第27期
平成24年3月31日現在

1.その他の関係会社有価証券

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
その他の関係会社有価証券	70,499

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2.その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託受益証券	89,514	103,000	△ 13,485

3.当事業年度に売却したその他有価証券

売却額： 976 千円
売却益の合計額： - 千円
売却損の合計額： 24 千円

（退職給付関係）

第26期（平成23年3月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。尚、平成21年11月30日に、エイアイユー企業年金基金を脱退したため、前事業年度末及び当事業年度末にはこれに係る退職給付債務、及び年金資産残高はありません。

2. 退職給付債務及びその内訳

	千円
（1）退職給付債務	△ 228,211
（2）年金資産	-
（3）未積立退職給付債務　（1）+（2）	△ 228,211
（4）会計基準変更時差異の未処理額	-
（5）未認識数理計算上の差異	-
（6）未認識過去勤務債務（債務の減額）	-
（7）貸借対照表計上額純額（3）+（4）+（5）+（6）	△ 228,211
（8）前払年金費用	-
（9）退職給付引当金（7）-（8）	△ 228,211

3. 退職給付費用の内訳

	千円
退職給付費用	115,820
（1）勤務費用	115,820
（2）利息費用	-
（3）運用収益（減算）	-
（4）会計処理基準変更時差異の費用処理額	-

第27期（平成24年3月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要
当社は、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	千円
退職給付債務	136,736
退職給付引当金	136,736

3. 退職給付費用に関する事項

	千円
勤務費用	29,758
退職給付費用	29,758

（税効果会計関係）

第26期 平成23年3月31日現在		第27期 平成24年3月31日現在	
１．繰延税金資産発生の主な原因別内訳		１．繰延税金資産発生の主な原因別内訳	
	（単位：千円）		（単位：千円）
繰延税金資産		繰延税金資産	
未払金否認	14,573	未払費用否認	20,060
未払費用否認	6,207	賞与引当金繰入超過額	31,277
未払事業税	5,980	のれん	49,647
賞与引当金繰入超過額	41,759	退職給付引当金繰入超過額	49,620
資産調整勘定	106,323	役員退職慰労引当金繰入超過額	15,088
繰延資産	20,163	繰越欠損金	486,323
退職給付引当金繰入超過額	92,881	その他	32,389
役員退職慰労引当金繰入超過額	5,607		
資産除去債務	1,719		
その他有価証券評価差額金	4,537		
繰越欠損金	167,170		
その他	4,650		
繰延税金資産小計	471,575	繰延税金資産小計	684,408
評価性引当額	△ 10,891	評価性引当額	△ 684,408
繰延税金資産合計	460,684	繰延税金資産合計	-
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	40.69%	当事業年度は税引前当期純損失となっており、且つ税務上の課税所得も発生していないため、記載を省略しております。	
(調整)			
交際費等永久に損金に算入されない項目	△ 184.58%		
住民税均等割	△ 3.70%		
評価性引当金の増減額	468.75%		
のれんの償却	△ 127.53%		
支払事業税	10.45%		
その他有価証券評価差額金	5.61%		
その他	0.58%		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	210.27%		

（セグメント情報等）

第26期 平成23年3月31日現在

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

1.セグメント情報
当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2.関連情報
（1）製品及びサービス毎の情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客への売上高	8,220,999	2,533,570	173,162

（2）地域毎の情報
①営業収益
国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。
②有形固定資産
全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客毎の情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
年金バランス50ファンド(適格機関投資家向け)	1,110,164	-
パインブリッジ新成長国債券プラス	2,407,499	-

当社が運用する投資信託のうち、委託者報酬の金額が営業収益の10%以上のものを記載しております。

第27期 平成24年3月31日現在

1.セグメント情報
当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2.関連情報
（1）製品及びサービス毎の情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客への売上高	6,349,954	872,232	280,669

（2）地域毎の情報
①営業収益
国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。
②有形固定資産
全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客毎の情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
年金バランス50ファンド(適格機関投資家向け)	894,326	-
パインブリッジ新成長国債券プラス	1,600,506	-

当社が運用する投資信託のうち、委託者報酬の金額が営業収益の10%以上のものを記載しております。

（関連当事者情報）

第26期（自平成22年4月1日　至平成23年3月31日）

1.関連当事者との取引

（１）親会社及び法人主要株主等

該当事項ありません

（２）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有割合）	関係内容		取引の内容	取引金額*1	科目	期末残高*1
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	パインブリッジ・グローバル・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 101,439	持株会社	-	-	経営管理	金銭の貸付 *2	千USドル 3,000	短期貸付金	千円 249,376
								役務提供に対する対価支払	千円 569,122	未収入金	千円 37,366
親会社の子会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取 ＊3	千円 107,909	未収運用受託報酬	千円 89,807
親会社の子会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	委託調査費の支払 ＊4	千円 799,201	未払費用	千円 374,512
親会社の子会社	パインブリッジ・インベストメンツ・サービスイズ・リミテッド	アイルランド、ダブリン	USドル 1	業務請負会社	-	-	役務提供	金銭の貸付 *5	千USドル 1,000	短期貸付金	千円 -
親会社の子会社	パインブリッジ・ジャパン・キャピタル・インベストメント株式会社	日本、東京	千円 457,800	投資運用会社	-	-	役務提供	金銭の貸付 *6	千円 90,000	短期貸付金	千円 -

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

＊1 消費税等の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。

＊2 貸付金は3,000千USドルを弊社の社内期末レートで表示しております。貸付期間は平成22年3月29日から平成23年6月20日、受取利息の計算期間は3ヶ月間で、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR3ヶ月物プラス1.5%を日割り計算で計算されます。

＊3 一任契約及び助言契約に基づく運用受託報酬の受取りについては、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。

＊4 助言契約に基づく運用受託報酬の支払については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。

＊5 貸付金1,000千USドルは期中に全額返済されております。貸付期間は平成22年12月17日から平成23年1月31日、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR6ヶ月物プラス2.5%を日割り計算で計算されます。

＊6 貸付金90,000千円は期中に全額返済されております。貸付期間は平成22年4月13日から平成22年10月8日、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR6ヶ月物プラス2.5%を日割り計算で計算されます。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメント・ホールディングス・(ホンコン)・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメント・ホールディングス・リミテッドSarl（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

第27期（自平成23年4月1日　至平成24年3月31日）

1.関連当事者との取引

（１）親会社及び法人主要株主等

該当事項ありません。

（２）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有割合）	関係内容		取引の内容	取引金額 *1	科目	期末残高 *1
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 137,451	持株会社	-	-	経営管理	貸付金の回収	千円 -	未収入金	千円 251,172
								金銭の貸付 *2	千円 2,428,604	長期貸付金 *2	千円 2,428,604
								役務提供に対する対価支払	千円 714,927	未払費用	千円 143,333
親会社の子会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	委託調査費の支払 *3	千円 245,995	未払費用	千円 79,418
								その他役務提供に対する対価受取	千円 160,063	未収入金	千円 203,148
親会社の子会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	委託調査費の支払 *3	千円 516,003	未払費用	千円 227,613

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

＊1 消費税等の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。

＊2 貸付金は1,254,000千円及び1,174,604千円の二契約であり、貸付期間はそれぞれ平成24年3月26日から平成26年3月25日、及び平成24年3月31日から平成26年3月31日となっており、受取利息は満期時に元本とともに支払われ、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のTIBOR12ヶ月物プラス1%を日割り計算で計算されます。尚、担保は受け入れておりません。

＊3 委託調査費の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメント・ホールディングス・(ホンコン)・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメント・ホールディングス・リミテッドSarl（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

（１株当たり情報）

第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日		第27期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日	
1株当たり純資産額	147,830.69円	1株当たり純資産額	116,613円99銭
1株当たり当期純利益	1,665.65円	1株当たり当期純損失	31,158円03銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益の算定の基礎は、以下のとおりであります。

第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日		第27期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日	
当期純利益(千円)	68,291	当期純損失(千円)	1,277,479
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株主に係る当期純利益(千円)	68,291	普通株主に係る当期純損失(千円)	1,277,479
普通株式の期中平均株式数	41,000	普通株式の期中平均株式数(単位：株)	41,000

（重要な後発事象）

第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	第27期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日
該当事項はありません。	（退職者の募集） 当社は、経営改善計画の一環として、平成24年6月8日から従業員及び役員80名中16名の雇用調整を実施しており、これによる割増退職金等の支出見込額（約220,014千円）を特別損失として平成24年度に計上する予定であります。

2．中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

	第28期中間会計期間末 （平成24年9月30日現在）	
資産の部		
流動資産		
現金・預金	*1	860,645
前払費用		62,453
未収入金		24,516
未収委託者報酬		1,548,873
未収運用受託報酬		220,962
未収販売手数料		7,790
立替金		4,203
前渡金		151,948
流動資産合計		2,881,391
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	*2	134,472
工具器具備品	*2	46,770
有形固定資産合計		181,243
無形固定資産		
ソフトウェア		67,668
電話加入権		3,875
無形固定資産合計		71,544
投資その他の資産		
投資有価証券		87,913
その他の関係会社有価証券		1,798
敷金保証金		187,545
長期前払費用		34,613
預託金		74
投資その他の資産合計		311,944
固定資産合計		564,732
資産合計		3,446,123

（単位：千円）

	第28期中間会計期間末 （平成24年9月30日現在）
負債の部	
流動負債	
預り金	10,847
未払金	868,738
未払費用	648,887

前受収益		8,373
未払法人税等		4,463
未払消費税等	*3	10,252
賞与引当金		150,252
役員賞与引当金		1,409
流動負債合計		1,703,225
固定負債		
退職給付引当金		131,647
役員退職慰労引当金		27,595
長期前受収益		33,729
その他		7,671
固定負債合計		200,643
負債合計		1,903,868
純資産の部		
株主資本		
資本金		500,000
資本剰余金		
資本準備金		31,736
資本剰余金合計		31,736
利益剰余金		
利益準備金		265,112
その他利益剰余金		
任意積立金		230,000
繰越利益剰余金		528,493
利益剰余金合計		1,023,606
株主資本合計		1,555,342
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		△ 13,087
評価・換算差額等合計		△ 13,087
純資産合計		1,542,255
負債・純資産合計		3,446,123

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第28期中間会計期間 (自平成24年 4月 1日 至平成24年 9月30日)
営業収益		
委託者報酬		2,739,257
運用受託報酬		355,780
その他営業収益		80,670
営業収益合計		3,175,707
営業費用及び一般管理費	*1	3,446,716

営業損失		271,008
営業外収益		
受取利息		14,323
受取配当金		5
投資有価証券売却益		7
雑収入		9,618
営業外収益合計		23,955
営業外費用		
為替差損		2,380
投資有価証券売却損		81
雑損失		7
営業外費用合計		2,469
経常損失		249,522
特別損失		
固定資産除却損	*2	7,025
減損損失	*3	301,758
退職特別加算金		125,826
その他の関係会社有価証券評価損		59,042
特別損失合計		493,652
税引前中間純損失		743,175
法人税、住民税及び事業税		1,890
法人税等合計		1,890
中間純損失		745,065

(3)中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	第28期中間会計期間 (自平成24年 4月 1日 至平成24年 9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,150,000
当中間期変動額	
資本金からその他資本剰余金への振替	△ 1,650,000
当中間期変動額合計	△ 1,650,000
当中間期末残高	500,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	823,989
当中間期変動額	
資本準備金からその他資本剰余金への振替	△ 792,253
当中間期変動額合計	△ 792,253
当中間期末残高	31,736
その他資本剰余金	
当期首残高	-
当中間期変動額	
資本金からその他資本剰余金への振替	1,650,000

資本準備金からその他資本剰余金への振替	792,253
その他資本剰余金の配当	△ 2,442,253
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	-
資本剰余金合計	
当期首残高	823,989
当中間期変動額	
資本金からその他資本剰余金への振替	1,650,000
資本準備金からその他資本剰余金への振替	-
その他資本剰余金の配当	△ 2,442,253
当中間期変動額合計	△ 792,253
当中間期末残高	31,736
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	265,112
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	265,112
その他利益剰余金	
任意積立金	
当期首残高	230,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	230,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	1,325,557
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 51,998
中間純損失（△）	△ 745,065
当中間期変動額合計	△ 797,063
当中間期末残高	528,493
利益剰余金合計	
当期首残高	1,820,669
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 51,998
中間純損失（△）	△ 745,065
当中間期変動額合計	△ 797,063
当中間期末残高	1,023,606
株主資本合計	
当期首残高	4,794,659
当中間期変動額	
資本金からその他資本剰余金への振替	-
資本準備金からその他資本剰余金への振替	-
その他資本剰余金の配当	△ 2,442,253
剰余金の配当	△ 51,998
中間純損失（△）	△ 745,065
当中間期変動額合計	△ 3,239,316
当中間期末残高	1,555,342
評価・換算差額	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△ 13,485
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	398

当中間期変動額合計	398
当中間期末残高	△ 13,087
評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 13,485
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	398
当中間期変動額合計	398
当中間期末残高	△ 13,087

純資産合計	
当期首残高	4,781,174
当中間期変動額	
資本金からその他資本剰余金への振替	-
資本準備金からその他資本剰余金への振替	-
その他資本剰余金の配当	△ 2,442,253
剰余金の配当	△ 51,998
中間純損失（△）	△ 745,065
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	398
当中間期変動額合計	△ 3,238,918
当中間期末残高	1,542,255

重要な会計方針

第28期 中間会計期間 自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)その他有価証券(時価のあるもの) 中間会計期間末日の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) (2)その他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。 (2)無形固定資産 1.ソフトウェア（自社利用分）については、定額法により、社内における利用可能期間（5年）で償却しております。 2.のれんについては、定額法により、効果が及ぶと見積もられる期間（20年）で償却しております。 (3)長期前払費用 定額法により償却しております。
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付の支出に充てるため、内規に基づく当中間会計期間末日現在の退職給付引当金要支給額を計上しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当中間会計期間末日現在の役員退職慰労金要支給額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は，税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第28期 中間会計期間末 平成24年9月30日現在		
*1．信託資産	現金・預金のうち、10,142千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。	
*2．有形固定資産の減価償却累計額	建物附属設備	57,280 千円
	工具器具備品	112,399 千円
*3．消費税等の取り扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、未払消費税等として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第28期 中間会計期間 自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日		
*1．減価償却実施額	有形固定資産	24,623 千円
	無形固定資産	31,016 千円
*2．固定資産除却損	有形固定資産	632 千円
	無形固定資産	6,393 千円
*3．減損損失	当中間会計期間において、当社は以下の通り減損損失を計上致しました。	

場所	用途	種類	減損損失(千円)
本社 (東京都千代田区)	第一種金融商品取引業	のれん	301,758

資産のグルーピングについては、主に内部管理上の区分に基づいております。
当社は、上記資産に係る事業の廃止を予定しており、当該事業に係る既存契約の解約状況及び市場動向を勘案して評価した結果、のれん未償却残高の全額を減損損失として特別損失に計上しております。
尚、回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、割引率の算定はしておりません。

（中間株主資本等変動計算書関係）

第28期 中間会計期間
自 平成24年4月 1日
至 平成24年9月30日

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株

2．自己株式に関する事項　　該当事項はありません

3．新株予約権等に関する事項　　該当事項はありません

4．配当に関する事項

（1）配当金支払額

①金銭による配当

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年6月29日の定時株主総会	普通株式	51,998	1,268	平成24年3月31日	平成24年8月13日

②金銭以外による配当

決議	株式の種類	配当財産の種類	配当財産の帳簿価額（千円）	一株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年6月29日の定時株主総会	普通株式	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスUS LLCに対する貸付金債権及び利息債権	2,442,253	59,567	平成24年3月31日	平成24年8月13日

（リース取引関係）

第28期 中間会計期間
自 平成24年4月 1日
至 平成24年9月30日

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	164,552 千円
1年超	1,694 千円
合計	166,246 千円

（金融商品関係）

第28期 中間会計期間（自 平成24年4月 1日至 平成24年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間末における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
1）現金・預金	860,645	860,645	-
2）未収委託者報酬	1,548,873	1,548,873	-
3）未収運用受託報酬	220,962	220,962	-
資産計	2,630,480	2,630,480	-
1）未払費用	648,887	648,887	-
2）未払手数料	698,072	698,072	
負債計	1,346,959	1,346,959	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1）現金・預金、2）未収委託者報酬、3）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

1）未払費用、2）未払手数料

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

第28期 中間会計期間末
平成24年9月30日現在

1.その他の関係会社有価証券

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
その他の関係会社有価証券	1,798

（注）表中のその他の関係会社有価証券は減損処理後の帳簿価額であります。尚、当中間会計期間において減損処理を行い、その他の関係会社有価証券評価損59,042千円を計上しております。尚、上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2.その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託受益証券	87,913	101,000	△ 13,087

（セグメント情報等）

第28期 中間会計期間
自 平成24年4月 1日
至 平成24年9月30日

1.セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2.関連情報

（1）製品及びサービス毎の情報　（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客による営業収益	2,739,257	355,780	80,670

（2）地域毎の情報

①営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客毎の情報

顧客の名称	営業収益（千円）
年金バランス50ファンド（適格機関投資家向け）	391,584
パインブリッジ新成長国債券プラス	577,177

当社が運用する投資信託のうち、委託者報酬の金額が営業収益の10%以上のものを記載しております。

3.報告セグメント毎の固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません

4.報告セグメント毎ののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません

5.報告セグメント毎の負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません

（１株当たり情報）

第28期 中間会計期間 自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日	
1株当たり純資産額	37,615円99銭
1株当たり中間純損失金額	18,172円31銭

（注）

1.潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2.1株当たり中間純損失金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

中間損益計算書上の中間純損失	745,065千円
普通株式に係る中間純損失	745,065千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数	41,000株

（重要な後発事象）

第28期 中間会計期間
自 平成24年4月 1日
至 平成24年9月30日

当社は、平成24年10月5日付でエイアイジー・キャピタル・インディア・プライベート・リミテッドの株式を取得し、同社を当社の子会社としました。

1.企業結合の概要

（1）被取得企業の名称及びその事業の内容

名称	エイアイジー・キャピタル・インディア・プライベート・リミテッド	
所在地	インド、ムンバイ	
資本金	1,002,437 千インドルピー	（平成24年10月5日現在）
事業内容	資産運用業	

（注）エイアイジー・キャピタル・インディア・プライベート・リミテッドは、平成24年11月7日付でパインブリッジ・インベストメンツ・キャピタル・インディア・プライベート・リミテッドに商号変更しております。

（2）企業結合を行った主な理由

当社が属するパインブリッジ・インベストメンツ・グループは経済成長が続くインドにおいてアセットマネジメント事業を行っているアメリカン・インターナショナル・グループ傘下の運用会社の取得を決定しました。かかる決定に基づいて当社は、取締役会決議を経て、当該資産運用会社を保有する持ち株会社である上記会社の株式を取得しました。

（3）企業結合日

平成24年10月5日

（4）企業結合の法的形式

株式の取得

（5）取得した議決権比率

一株式を除く全株式 （約99.99%）

2.被取得企業の規模等 （平成24年3月現在）

総資産の額	230,714 千インドルピー
総負債の額	89,019 千インドルピー

3.被取得企業の取得の対価

取得の対価	159,339 千円

4.企業結合契約に定められた条件付取得対価の内容及びそれらの今後の会計処理方針

譲渡価額調整条項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと。(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

（２）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと。(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

（３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

（４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

（５）前記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

１）「受託会社」

① 名称及び資本金の額（平成24年9月末日現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社　　324,279百万円

② 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

２）「販売会社」

① 名称及び資本金の額（平成24年9月末日現在）

ａ．いちよし証券株式会社　　14,577百万円
ｂ．ＳＭＢＣ日興証券株式会社　　10,000百万円
ｃ．フィデリティ証券株式会社　　5,207百万円
ｄ．楽天証券株式会社　　7,495百万円
ｅ．株式会社ＳＢＩ証券　　47,937百万円
ｆ．マネックス証券株式会社　　7,425百万円
ｇ．エース証券株式会社　　8,831百万円

② 事業の内容

ａ．～ｇ．金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

２【関係業務の概要】

１）「受託会社」

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

なお、信託事務の処理の一部について、後記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

２）「販売会社」

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、販売、一部解約の実行請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

３【資本関係】

１）「受託会社」

該当事項はありません。

２）「販売会社」

該当事項はありません。

≪参考情報≫再信託受託会社の概要

名称	：	日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金	：	10,000百万円（平成24年9月末日現在）
資本構成	：	三菱UFJ信託銀行株式会社46.5%、日本生命保険相互会社33.5%、明治安田生命保険相互会社10.0%、農中信託銀行株式会社10.0%
業務の内容	：	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

第３【参考情報】

平成24年 5月 9日　有価証券届出書・有価証券報告書 提出
平成24年11月 9日　有価証券届出書の訂正届出書・半期報告書 提出

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成25年３月21日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
取 締 役 会 御 中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　荒 川　進 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ・コモディティファンド＜1年決算型＞の平成24年２月11日から平成25年２月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・コモディティファンド＜1年決算型＞の平成25年２月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書（当期）へ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成24年６月21日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取 締 役 会 御 中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　荒 川　進 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成23年４月１日から平成24年３月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成24年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書（中間）へ

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

平成24年12月７日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
取 締 役 会 御 中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　　公認会計士　荒 川　進 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成24年４月１日から平成25年３月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成24年４月１日から平成24年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成24年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年４月１日から平成24年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項
重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成24年10月５日付でエイアイジー・キャピタル・インディア・プライベート・リミテッドの株式を取得し、当社を会社の子会社とした。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．中間財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書（当期）へ